

沖縄独自の給付型奨学金における給付奨学生の推薦基準

沖縄県立沖縄工業高等学校

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき会議（教頭、進路指導部主任、奨学金担当者等）を開いて諮った上で、財団から示される人数の範囲内で基準該当者を総合的に審査・選考し、財団に推薦するものとする。

I. 選考対象者

給付奨学生採用候補者（以下「候補者」という）以下の(1)～(3)に該当する者の中から行うものとする。

(1) 日本学生支援機構が行う給付奨学金制度により推薦されていない者

(2) 専修学校の専門課程（以下「専門学校」という）に進学する者の中で、進学先の学科について、以下のいずれかに該当する者

- ① 観光分野又は情報通信分野に関連する学科
- ② ①以外の学科（各高等学校1名まで推薦することが可能。以下「特別推薦枠」という）

(3) 家計について、以下のいずれかに該当する者

- ① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

II. 推薦基準

1. 観光分野又は情報通信分野に関連する推薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること

(2) 健康について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること

(3) 資質について

以下について総合的に評価し、評価が高いこと

- ① 進学後の修学意欲や専門学校卒業後の人生設計（観光分野や情報通信分野への就業意欲など）
- ② 本校在籍中の学習成績

(4)進学先について

進学先の学科が観光分野又は情報通信分野に関連するものであること

※直接、観光や情報通信の名称を用いている学科以外の学科でも、専門学校卒業後の人生設計等を踏まえた場合に、当該学科が観光分野や情報通信分野に関連すると認められること

(5)家計について

①上記「I.選考対象者(3)」に合致する家計で、申込者の属する世帯の状況や生活環境を勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

②3学年において、原則、他の給付奨学金を得ていないこと

- 上記各要件について、沖縄の厳しい貧困状況や専門的スキルを持つ産業人材の不足という本奨学金が創設された背景を踏まえ、本校においても学習成績だけの判断ではなく、進学後の修学意欲や専門学校卒業後の人生設計、家計の状況を重視して選考する。

2.特別推薦枠の推薦基準

基本的に「1.観光分野又は情報通信分野に関連する推薦基準」に準ずるが、(4)の要件については、学科は限定しないが、専門学校卒業後の人生設計なども踏まえ、生徒が当該学科へ進学することが沖縄の産業人材の育成に貢献するものかどうか総合的に判断する。

III 推薦枠及び推薦人数について

- ・本校が推薦できる候補者数は、財団があらかじめ示す推薦枠の範囲内とする。
- ・「1.観光分野又は情報通信分野に関連する推薦基準」のみの推薦は、財団が示す推薦枠の範囲内で推薦できる。
- ・「2.特別推薦枠の推薦基準」により推薦する場合は、各高等学校1名枠であることを鑑み、その範囲内で推薦する。その際、「1.観光分野又は情報通信分野に関連する推薦基準」による推薦枠は、財団が示した推薦枠から1名を引いた数の範囲内で推薦する。(なお、特別推薦枠による推薦はあくまで「可能」であって、必ず特別推薦枠により推薦する必要はない)。
- ・候補者が大学等への併願希望により、最終的に本校から財団へ推薦する候補者の人数が推薦枠で示された人数を下回る事が想定される場合には、あらかじめ推薦枠を超える人数を財団へ推薦しておく。その際、各生徒の推薦順位及び大学等への併願希望の有無がわかるようにする。